燃ゆる感動かごしま国体伊佐市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される燃ゆる感動かごしま国体及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛(以下「協賛」という。)をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する 用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会(以下「実行委員会」という。)において受入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領した時は、協賛受領書(様式第2号)を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に係る費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

協賛申込書

| 年 | | |
|---------------|---|---|
| T- | 月 | E |

燃ゆる感動かごしま国体 伊佐市実行委員会 会長

様

(申込者)

所 在 地

名 称

代表者名

印

伊佐市で開催される燃ゆる感動かごしま国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

| 協賛物品等 | 部皿 | | |
|---------|--------------|------|--|
| | 規格等 | | |
| | 単 価 | | |
| | 数量 | | |
| | 総 額 (相当額) | | |
| 協賛方法 | □ 提供 | □ 貸与 | |
| 引渡予定年月日 | | | |
| その他 | | | |

(担当者)

所 属

氏 名

電話番号

協賛受領書

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体 伊佐市実行委員会 会長

伊佐市で開催される燃ゆる感動かごしま国体及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記の とおり受領しました。

記

| 協賛物品等 | 部皿 | |
|-------|--------------|--|
| | 規格等 | |
| | 単 価 | |
| | 数量 | |
| | 総 額 (相当額) | |
| 協賛方法 | □ 提供 □ 貸与 | |
| 受領年月日 | | |
| その他 | | |